

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	後期高齢者医療関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松島市は、後期高齢者医療関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県小松島市

公表日

平成29年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療関係事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律及び徳島県後期医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、小松島市後期高齢者医療に関する条例に基づき、各種届出書の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収、資格、給付に係る申請等の受理に関する事務を行う。</p> <p>資格管理業務 被保険者証等の即時交付申請</p> <ul style="list-style-type: none">・市民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け、広域連合において即時に審査・決定を行い、市から被保険者証等を発行する。・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 <p>市から広域連合の住民基本台帳の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市から当該市民に対して被保険者証等を発行する。上記と併せて被保険者情報等の管理を行う。</p> <p>給付業務 高額療養費・高額介護合算療養費・療養費・葬祭費・口座変更申請書等の受付、広域連合において支給認定処理を行なう。</p> <p>賦課・収納業務</p> <ul style="list-style-type: none">・保険料賦課 <p>市から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定したうえで、市から市民に対して賦課決定通知書等を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none">・保険料収納管理 <p>広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該市民には特別徴収額通知書等で通知する。普通徴収の場合は当該市民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。</p>
③システムの名称	(1)後期高齢者システム (2)住民基本台帳ネットワークシステム (3)住民基本台帳システム

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者ファイル、住民基本台帳ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条および別表第一第59号別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条(第5項を除く。)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康増進課
②所属長	健康増進課長 田淵 恭子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒773-8501 徳島県小松島市横須町1-1 小松島市 保健福祉部健康増進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒773-8501 徳島県小松島市横須町1-1 小松島市 総務部総務課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

